

平成 18 年 10 月 31 日
原子力安全対策課
(1 8 - 6 0)
< 1 5 時記者発表 >

新型転換炉ふげん発電所の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定について

新型転換炉ふげん発電所（以下「ふげん」という。）は、平成 15 年 3 月 29 日に運転を終了し、現在、廃止措置準備作業中であるが、今後の廃止措置段階への移行に備え、県、敦賀市および独立行政法人日本原子力研究開発機構は、「ふげん」の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「協定」という。）および「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」（以下「覚書」という。）を本日改定した。

今回の改定では、協定の目的に「廃止措置に伴う安全確保」を明記するとともに、「廃止措置計画」や「廃止措置の状況」の連絡に関する条項を追加した。

〔協定改定の概要〕

①廃止措置に伴う安全確保の明記

- ・ 廃止措置段階への移行に備え、協定の目的に「廃止措置に伴う安全確保」を明記した。〔前文〕

②廃止措置計画の事前連絡の追加

- ・ 計画に対する事前了解の条項である協定第 3 条に「廃止措置計画の事前連絡」の条項を追加した。〔第 3 条の 2（廃止措置計画の事前連絡）〕

③廃止措置中の連絡文書の追加

- ・ 協定第 6 条（平常時における連絡）に「廃止措置の状況」の連絡を追加した。〔第 6 条（平常時における連絡）、覚書第 4 条（平常時における連絡）〕

④その他関係する条文への「廃止措置」の明記

〔第 2 条（関係諸法令等の遵守等）、第 8 条（立入調査等）、第 9 条（立入調査の同行）、第 12 条（損害の補償）〕

< 添付資料 >

添付資料 1：「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」新旧比較表

添付資料 2：「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」新旧比較表

問い合わせ先
福井県原子力安全対策課（担当：嶋崎）
直通：0776-20-0314
内線：2352

新型転換炉ふげん発電所「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」新旧比較表

(1)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と核燃料サイクル開発機構（以下「乙」という。）とは、乙の新型転換炉ふげん発電所（以下「発電所」という。）の設置および保守運営に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。 （「甲」の解釈と運用） 第 1 条 甲である福井県および敦賀市は、協議の上、一体となって本協定の運用にあたるものとする。 （関係諸法令等の遵守等） 第 2 条 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。 2 乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない。	<変更箇所のみ記載。_____は内容を変更した箇所> 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「乙」という。）とは、乙の新型転換炉ふげん発電所（以下「発電所」という。）の設置、<u>保守運営および廃止措置</u>に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。 （「甲」の解釈と運用） 第 1 条 （変更なし） （関係諸法令等の遵守等） 第 2 条 乙は、発電所の建設、<u>保守運営および廃止措置</u>に当たっては、周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。 2 （変更なし）	○廃止措置に伴う安全確保の明記 ○関係する条文に「廃止措置」を追記

(2)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
3 乙は、第 1 項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。 (1) 安全管理体制の強化および品質保証活動(作業管理等を含む。)の展開 (2) 新技術の開発および導入ならびに施設の改善 (3) 教育訓練の充実 (4) 高経年化対策の充実および強化 (5) 請負事業者およびメーカーその他の関連事業者との技術情報の共有 (6) 発電所従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減 (7) 原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実 (8) 環境保全対策 (計画に対する事前了解) 第 3 条 乙は、発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に甲の了解を得なければならない。 2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。	3 (変更なし) (<u>新增設計画等に対する事前了解</u>) 第 3 条 (変更なし) 2 (変更なし) (<u>廃止措置計画の事前連絡</u>) <u>第 3 条の 2 乙は、発電所の廃止措置を講じようとするときは、甲に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に連絡しなければならない。</u>	○廃止措置計画の事前連絡の追加

(3)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(請負事業者の指導監督等) 第 4 条 乙は、請負事業者が行う教育訓練、放射線管理、品質保証活動、作業管理等について、請負事業者に対する指導および監督の徹底を図るとともに、請負事業者との的確な協力体制の構築を図らなければならない。 (輸送計画の事前連絡) 第 5 条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。 (平常時における連絡) 第 6 条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。 (1) 発電所建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営（試験運転を含む。）の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況	(請負事業者の指導監督等) 第 4 条 (変更なし) (輸送計画の事前連絡) 第 5 条 (変更なし) (平常時における連絡) 第 6 条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。 (1) 発電所建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営（試験運転を含む。）の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況 <u>(5) 発電所の廃止措置の状況</u>	○廃止措置中の連絡文書の追加

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第 7 条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1) 非常事態が発生したとき。 (2) 非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。 (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5) 発電所に故障が発生したとき。 (6) 発電所敷地内において火災が発生したとき。 (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項	(異常時における連絡) 第 7 条 (変更なし)	

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(立入調査等) 第 8 条 甲は、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第 1 項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。 (立入調査の同行) 第 9 条 甲は、前条第 1 項の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 前条第 3 項の規定は、前項に規定する者について準用する。	(立入調査等) 第 8 条 甲は、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営<u>および廃止措置</u>に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) (立入調査の同行) 第 9 条 甲は、前条第 1 項の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営<u>および廃止措置</u>に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 (変更なし)	○関係する条文に「廃止措置」を追記 ○関係する条文に「廃止措置」を追記

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(適切な措置) 第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、国を通じ、または直接乙に対し、原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置を講ずることを求めることができる。 (1) 第 8 条第 1 項の規定による立入調査の結果、周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (2) 事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (3) 他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。	(適切な措置) 第 10 条 (変更なし) 2 (変更なし)	

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(運転再開の協議) 第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、原子炉の運転の再開について、事前に甲と協議しなければならない。 (1) 第 10 条第 1 項の規定により、甲の求めに応じて原子炉の運転を停止したとき。 (2) 原子炉の運転を停止した事故において、国が事故調査のため特別に委員会等を設置したとき。 (損害の補償) 第 12 条 乙は、発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第 13 条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。	(運転再開の協議) 第 11 条 (変更なし) (損害の補償) 第 12 条 乙は、発電所の保守運営および<u>廃止措置</u>に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。 (原子力防災対策) 第 13 条 (変更なし) 2 (変更なし)	○関係する条文に「廃止措置」を追記

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(公衆への広報) 第 14 条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第 15 条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第 3 条、第 5 条および第 6 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第 6 条第 3 号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) 第 7 条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。	(公衆への広報) 第 14 条 (変更なし) (連絡の方法) 第 15 条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第 3 条、<u>第 3 条の 2</u>、第 5 条および第 6 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第 6 条第 3 号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) (変更なし) (3) (変更なし)	○第 3 条の 2 の追加に伴う変更

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(連絡の発受信者) 第 16 条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。 (協定書の改定) 第 17 条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 (覚書) 第 18 条 この協定の施行に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。 (疑義または定めのない事項) 第 19 条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。	(連絡の発受信者) 第 16 条 (変更なし) (協定書の改定) 第 17 条 (変更なし) (覚書) 第 18 条 (変更なし) (疑義または定めのない事項) 第 19 条 (変更なし)	

新型転換炉ふげん発電所「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」新旧比較表

(1)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と核燃料サイクル開発機構（以下「乙」という。）とが、平成 17 年 5 月 16 日に締結した、原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用に関し、協定書第 18 条に基づき、次のとおり覚書を交換する。 （関係諸法令等の遵守等） 第 1 条 協定書第 2 条第 2 項に定める「関係諸法令等」には、法令で定める基本規定および原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。 2 乙は、協定書第 2 条第 3 項の規定の実施に当たっては、電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」にのっとり品質保証活動を推進するとともに、学協会等が定める規格等の導入に積極的に取り組むものとする。	＜変更箇所のみ記載。_____は内容を変更した箇所＞ 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「乙」という。）とが、<u>平成 18 年 10 月 31 日</u>に締結した、原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用に関し、協定書第 18 条に基づき、次のとおり覚書を交換する。 （関係諸法令等の遵守等） 第 1 条 （変更なし） 2 （変更なし）	

(2)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(計画に対する事前了解) 第 2 条 協定書第 3 条第 2 項に定める「原子炉施設」とは、原子炉設置許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設とする。 (輸送計画の事前連絡) 第 3 条 協定書第 5 条に定める「輸送」とは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号) 第 3 条または第 13 条の規定による輸送および中性子源の輸送をいうものとする。	(<u>新增設計画等</u>に対する事前了解) 第 2 条 (変更なし) (輸送計画の事前連絡) 第 3 条 (変更なし)	

(3)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(平常時における連絡) 第 4 条 協定書第 6 条第 1 号の「発電所建設工事」とは、準備工事を含む工事の着手から使用前検査の終了までをいうものとする。 2 協定書第 6 条第 2 号の「試験運転」とは、燃料装荷から使用前検査の終了までをいうものとする。 3 協定書第 6 条第 1 号、第 2 号および第 4 号の規定による連絡は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 毎月連絡するもの ① 建設工事進捗状況 ② 保守運営状況 (2) 四半期ごとに連絡するもの ① 放射線業務従事者の被ばく管理状況 ② 放射性廃棄物の放出および保管状況 ③ 冷却排水調査状況 (3) 毎年度当初に連絡するもの ① 建設工事計画 ② 保守運営計画 ③ 教育訓練計画 (4) その都度連絡するもの ① 発電所の施設設置計画の変更 ② 発電所の計画的運転停止 ③ 定期検査その他の計画停止作業の結果 ④ 原子炉施設の安全確保に関する基本規定等の変更 ⑤ 発電用施設の解体または用途の廃止 ⑥ 発電所敷地利用計画の変更 ⑦ 原子炉施設の定期的な評価の結果 ⑧ 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項	(平常時における連絡) 第 4 条 (変更なし) 2 (変更なし) 3 協定書第 6 条第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 5 号の規定による連絡は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 毎月連絡するもの (①～② 変更なし) ③ <u>廃止措置作業状況</u> (2) 四半期ごとに連絡するもの (変更なし) (3) 毎年度当初に連絡するもの (①～③ 変更なし) ④ <u>廃止措置作業計画</u> (4) その都度連絡するもの (①～④ 変更なし) ⑤ <u>廃止措置中の作業の計画および結果ならびに国へ報告する事項</u> (⑥～⑧ 変更なし)	○ 毎月連絡するものに「廃止措置作業状況」を追加 ○ 毎年度当初に連絡するものに「廃止措置作業計画」を追加 ○ その都度連絡するものとして、「発電用施設の解体または用途の廃止」を「廃止措置中の作業の計画および結果ならびに国へ報告する事項」に変更

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第 5 条 協定書第 7 条第 1 号の「非常事態」とは、周辺環境へ深刻な影響を及ぼすおそれがある事故が発生し、または発生するおそれがある場合であって、原子力事業者防災業務計画に基づき防災体制の配備が必要な事態をいうものとする。 2 協定書第 7 条第 2 号の「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときをいうものとする。 3 協定書第 7 条第 3 号の「漏洩したとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。 (1) 排出施設以外から管理区域外に排出されたとき。 (2) 管理区域外で漏洩したとき。 (3) 排出施設から予期しない排出があったとき。 (4) 管理区域内における漏洩であって、人の退避、立入制限または運転上の特別の措置等を講じたとき。 (5) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。 (6) 周辺監視区域外の空気中または水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。 4 協定書第 7 条第 4 号の「計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき」とは、他の原子炉の事故等に起因して機器の点検のため停止したとき以外のときとする。 5 協定書第 7 条第 4 号の「不測の事態により出力が変動したとき」とは、機器の点検、給電指令等により出力が変動したとき以外のときとする。	(異常時における連絡) 第 5 条 (変更なし) 2 (変更なし) 3 (変更なし) 4 (変更なし) 5 (変更なし)	

(5)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
6 協定書第 7 条第 5 号の「発電所に故障が発生したとき」とは、次に掲げるときとする。 (1) 第 3 項第 5 号の放射線測定装置が機能を停止したとき、または停止するおそれがあるとき。 (2) 原子炉計装または安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。 (3) 定期検査その他の計画停止作業において、法令の規定に基づく技術基準に適合しない欠陥があるとき、または欠陥があるおそれがあるとき。 (4) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、発電所の保守運営に支障を及ぼす故障が発生したとき。	6 (変更なし)	
7 協定書第 7 条第 6 号の「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときをいうものとする。	7 (変更なし)	
8 協定書第 7 条第 7 号の「事故」には、放射性汚染が車両または船舶内にとどまる事故および交通事故等を含むものとする。	8 (変更なし)	
9 協定書第 7 条第 9 号の「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者等が放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときとする。	9 (変更なし)	

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
10 協定書第 7 条第 10 号の「原子炉施設等において人に障害が発生したとき」とは、原子炉設置または放射性同位元素の使用に係る許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設（ただし事務建屋を除く。）内で、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条第 1 項に基づき報告する障害が発生したときとする。ただし、病気による場合および管理区域外で電気工作物の損傷または点検作業等に起因しない場合は除くものとする。 （立入調査） 第 6 条 協定書第 8 条第 1 項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）の実施は、福井県（以下「県」という。）と敦賀市（以下「市」という。）が協議して、決定するものとする。ただし、市は、協定書第 1 条の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断したときは、県に事前に連絡し、立入調査ができるものとする。 2 立入調査は、地方公共団体の一般職の職員ならびに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 1 号および第 3 号に規定する職にある者で、甲が指定したものが行うものとする。また、特に必要があると認めるときは、甲の職員のほか、甲が認めた学識経験者も立入調査ができるものとする。 3 甲は、立入調査を行うときは、あらかじめ乙に対し、立入調査する者の氏名ならびに立入りの日時および場所を通告するものとする。	10 (変更なし) （立入調査） 第 6 条 (変更なし) 2 (変更なし) 3 (変更なし)	

(7)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
4 第 1 項ただし書きの規定による立入調査を行ったときは、市は、その終了後、県に対し、結果の連絡および必要な協議を行うものとする。 (立入調査の同行) 第 7 条 協定書第 9 条第 1 項の「甲が認めた地域住民の代表者」とは、発電所立地地域周辺の住居地域の住民の代表者とし、県と市が協議し、決定した者とする。 2 立入調査に同行する者の数は、数名程度とし、必要の都度その数を、県と市が協議して決定するものとする。 (適切な措置) 第 8 条 協定書第 10 条第 1 項第 2 号の「事故または有事」とは、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条に規定する原子力緊急事態に至るおそれがある場合、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条に規定する国民の保護のための措置が実施された場合などをいうものとする。	4 (変更なし) (立入調査の同行) 第 7 条 (変更なし) 2 (変更なし) (適切な措置) 第 8 条 (変更なし)	

(8)

旧 (平成 17 年 5 月 16 日改定)	新 (平成 18 年 10 月 31 日改定)	備 考
(連絡の発受信者) 第 9 条 甲および乙は、円滑かつ確実な連絡を期するため、 協定書第 16 条の発受信責任者のほか、その代行者を定めるものとする。 (協議) 第 10 条 この覚書に定める事項について、新たに必要な事項が生じたとき、変更する事由が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上、定めるものとする。	(連絡の発受信者) 第 9 条 (変更なし) (協議) 第 10 条 (変更なし)	